

令和2年度（2020年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）6月2日（火）
午前9時30分から午後12時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり
- 4 議事等
 - (1) 議案
議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
議案第2号 令和3年度（2021年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
議案第3号 令和3年度（2021年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について
議案第4号 令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
議案第5号 教職員の懲戒処分について
 - (2) 報告
報告（1） 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について
報告（2） 「懲戒処分の指針」の改定について
報告（3） 令和元年度（2019年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要について
報告（4） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和3年度（2021年度）使用教科用図書採択基準等について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9：30）
教育長が開会を宣言した。
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が田浦委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第5号は人事案件ため非公開とした。
 - (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第4号、報告（1）から報告（4）を公開で審議し、非公開で議案第5号を審議した。
 - (5) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について御説明します。資料の1ページに提案理由を記載しています。6月定例県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議します。

該当の議案は、2ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

3ページをお願いします。「第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第4号）」です。3ページから9ページまでが議案本文で、教育委員会分の提案内容について10ページに整理しています。まず歳出予算補正ですが、今回は主に新型コロナウイルス感染症に対応するための予算を計上しています。各事業の概要を御説明します。

まず1は、ICT教育環境の実現に向けて、県立学校3校に1校程度の先行実践校に学習用端末、教師用端末、大型映像装置の整備等を行うものです。この事業については、次の11ページと12ページにて背景等を御説明します。

まず、11ページを御覧ください。ICTを取り巻く国の動向ですが、令和元年6月に学校教育の情報化の推進に関する法律が施行され、令和2年4月には今回の新型コロナウイルス対策に向けた国の緊急経済対策により義務教育課程においては令和2年度中に1人1台端末の整備が進められる予定です。参考として、国の財政支援措置の状況を記載しています。まず、校内の通信ネットワークの整備ですが、小・中・高いずれも2分の1の国庫補助があります。また、パソコン端末ですが、小中学校の場合には1人1台端末の整備に必要な財源措置がされていますが、高校に関しては3人に1人程度、3分の1の地方財政措置が講じられているのみとなります。次に本県の知事マニフェストですが、こちらには市町村とともに児童生徒1人にパソコンを整備することとしています。

次の12ページをお願いします。上段の枠囲みにありますように令和4年度から実施される高等学校の新学習指導要領では情報活用能力が全ての学習基盤と位置づけられています。このため、本県としても将来的な1人1台端末の整備に向けて、国の3人に1人分程度の地方財政措置を最大限に活用し、今年度から県立学校の3校に1校程度を先行実践校として選定し、1人1台端末を整備することとし、補正予算に計上しています。加えて、今回6月補正でお願いする事によって、早ければ来年の1月には端末等を導入できる見込みになっています。新型コロナウイルス感染症への対応として今後想定される第2波、第3波などの臨時休業時に当該端末を貸し出すことで子ども達の学びの場の保障につなげたいと考えています。なお、先行実践校の選定に当たっては地域バランスや学校の規模、農業、商業、工業といった専門学科等を考慮した上でICT化、端末導入に積極的な高校に手を挙げてもらい準備を進めます。

また、全ての県立学校への1人1台端末の導入については今後の国の財政支援の状況や県の財政状況、家庭の経済状況、家庭負担、学校長集金等の削減、見直しの状況等も見極めながら、来年度以降改めて議会に提案する予定です。

10ページに戻りまして、2は、障がいのある児童生徒が、タブレット・パソコンなどの情報機器端末を使用する際に、障がいの程度や状態に応じて必要となる入出力支援装置を整備するものです。3は、教員の指導力向上と授業の質の向上のため、公開授業や、小学校英語専科を対象とする研修等を実施するものです。4は、臨時休業による未指導分について、夏休み期間中に補習等を行う際に、市町村が既に雇用している学習支援員の勤務時間増に対応するものです。5は、人権教育にかかる研究指定事業について国の内示増によるものです。6は、新型コロナウイルス感染症によりキャンセルとなった収入済の使用料を返還するものです。7は、新型コロナウイルス対策のため、県立学校にマスクや消毒液等の保健衛生用品を配備するものです。8は、中学校体育連盟が行う諸大会の開催経費等に対して補助を行うものです。以上教育委員会合計で1億847万2千円の増額補正です。

続いて13ページをお願いします。債務負担行為補正ですが、先ほど説明しました県立学校の学習用端末、教師用端末、大型映像装置の整備費等について、端末のリースなど次年度以降の契約期間を最長で令和7年度まで確保するため、債務負担行為を追加するものです。補正前から補正後への増額は、上段の情報処理端末が2億2,143万8千円、下段の事務機器等貸借が12億9,495万6千円です。

14ページをお願いします。「第4号 専決処分の報告及び承認について」です。教育委員会分の提案内容については19ページに整理しています。5月専決予算として、新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応として、特別支援学校の通学バスにおける過密乗車を避け、感染リスク低減を図るため、バス増便のための経費について、5月20日に知事専決により予算措置をしています。

20ページをお願いします。第5号「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、次の21ページの条例案の概要で御説明します。2の「制定改廃の必要性」のとおり、県職員の感染症防疫作業手当について、国家公務員の取り扱いを踏まえ、対象となる作業の追加等を行うものです。3の「内容」の(1)のとおり、感染症防疫作用手当の対象となる作業として「家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業で知事が定めるもの」を追加するものです。

次の22ページの第6号ですが、こちらも特殊勤務手当に関するものです。24ページの条例案の概要を御覧ください。2の「制定改廃の必要性」のとおり、国家公務員の取り扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当に特例を設けるもので、3の「内容」の(1)のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対しての特例措置を設けるものです。

次の25ページの第7号「熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」についてですが、27ページの条例案の概要で御説明します。「1条例制定の趣旨」のとおり、地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの県に対する損害賠償責任の一部を免

責するために制定するものです。「2 主な内容」は、第1条 趣旨について定め、第2条 知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、県に対する損害賠償の責任を免れる額について定めるものです。下の枠組みにありますとおり、教育長及び教育委員会委員においては、基準給与年額の4倍を超える額について、善意かつ重大な過失がないときに、県に対する損害賠償の責任を免れることとなります。

次の28ページの第13号「熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定」についてですが、次の29ページの概要をお願いします。1の「制定改廃の必要性」のとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等を図るため、関係規定を整備するものです。「2 内容」ですが、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、その定めるところにより、教育職員の業務量の適切な管理等の措置を講ずるものとするものです。

次の30ページの第14号「熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、これは4月の定例教育委員会において校名決定を御審議いただきました特別支援学校2校を新設する条例改正です。生徒募集等の開校に必要な準備を行うため、令和2年8月1日から施行としています。

32ページをお願いします。第21号「専決処分の報告及び承認」についてですが、これは樹木の管理瑕疵による事故に関するもので、家屋所有者との和解及び損害額を決定し、この決定について県議会に報告して承認を求めるものです。

次の33ページで事故の概要を御説明します。1の令和2年1月27日に、5の「事故の状況」のとおり、菊池高校の敷地内の木が強風により隣接する住宅の瓦や屋根を破損させたもので、県の過失割合を10割とし、6万5,934円を賠償額としています。なお、この樹木は速やかに伐採を済ませており、また同様の事故が起こらぬよう引き続き適切な樹木管理を行っていきます。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

県立学校のICT環境の整備について説明がありましたが、今回の新型コロナウイルス感染防止に伴う休校に関しては、ICTが整っていればどんなに良かったらう、安定した教育には必要だ、と思わずにはいられませんでした。是非、きちんと整備して、また休校があったとしても、すぐ対応できる状態ができるといいなと思いました。そして、教育センターや様々なところで動画が作られて見られるようになっていますが、できることなら一方的に生徒が見るだけでなく、双方向で連絡が取れるような状態を作ってほしいと思いました。先日、テレビで見かけたのですが、先生が朝9時頃みんなに「おはようございます」と画像を送って、それに対して子ども達が答えていました。このように子ども達の自主性に

任せるのではなく、先生と生徒が画面を通じてきちんと対話ができ、それが規則正しい生活につながるものであってほしいと思います。それを進めることで今度は学校に行けない、不登校等の生徒達とのつながりもできるかもしれません。そのような形がありますので、きちんと整備をしていただき、双方向でできる環境を作っていただくようよろしくお願いします。

吉田委員

I C T関係で、個別に貸し出しというのは家庭に持って帰ることも含めての話でしょうか。

教育政策課長

はい。今回は3校に1校程度のパソコンを調達するということですが、まずは学校に一旦配備し、新型コロナウイルスの対応で、家庭学習を余儀なくされた臨時休業になる学校については、緊急的に配備替えをして貸し出しをします。そして貸出を受けた生徒はそのパソコンを自宅に持ち帰っても使用できるという環境を作りたいと思っています。

吉田委員

それでは、家庭にW i - F i 設備があることが前提になるかと思います。今どれくらいの状況か分かりませんが、そのあたりの計画はどうでしょうか。

教育政策課長

はい。現在、休校中も、家庭にW i - F i の環境がなくて実際には、3密の状態を避けながら学校に来て、学校のパソコンを使用してもらい、あるいは学校で撮影したDVDを家庭に持ち帰って見てもらう等の対応をしていました。改めて今回の新型コロナウイルス対応での家庭の通信環境の必要性を認識しましたので、全校的にどのくらい家庭環境で整備されているかの現状を把握するための調査を実施中です。

吉田委員

可能かどうか分かりませんが、例えばW i - F i のルーターを貸し出す制度を業者との連携で考えても良いのではないかと思います。個々の家庭によって子ども達に差が出るのが全国的に懸念されています。

それからもう1つ、特別支援学校教育に関しての意見ですが、今こそ障がいを抱えた方々を対象に、I C Tの威力を遺憾なく発揮する対策を推進してほしいと思います。そうしたソフトウェアを全国から募集するのも良いのですが、できれば地元熊本の若い方達の知恵を活かしながら、障がいのある児童生徒向けのソフトウェアを開発していただきたいです。

田浦委員

県立学校のI C T環境の整備についてです。先行実践校3校に1校ということでしたが、小学校1年生や6年生、中学校3年生には手厚く支援するようというお達しがありますが、高校3年生に一律に整備するというわけにはいかないのでしょうか。受験生の不安を解消するという点では、3年生に手厚く支援していただくことは必要かと思うのですが、いかがですか。

教育政策課長

今回の端末については、3校に1校程度ということで、早くても来年の1月ぐらいにかけて整備する状況になります。そのため、田浦委員が言われた高校3年生ということになると、来年度の高校3年生への配備ができないかという趣旨だと思いますが、まだそこは具体的にどの学年に何台入れるというところまでは詰められていません。令和4年度からが新学習指導要領のスタートでして、その中で情報活用能力が位置付けられているという状況でした。そのため、元々今の高校1年生と来年の高校1年生を想定していたのですが、今のような御意見もありましたので、そこを踏まえながら今後どのような形での配備が必要かを整理していこうと思っています。

そして実際3校に1校の選定方法も、大規模校と小規模校とのバランスや、同じ学科でも選択科目が多いところと少ないところなど双方向の遠隔教育等もできないかということも検証の中でしっかりと対応していきたいと思っています。その中で学校の選定もしっかり行いたいと思いますし、どの学年に配備するのかということも改めて考えていきたいと思っています。

木之内委員

様々な形でICT化が進むと思うのですが、先ほどあった各家庭の環境の差もそうですし、次は実際の教員がどのようにカリキュラムを作っていくかだと思います。今教育センターを中心に行っていると思いますが、ICT化が進むと同時に差が出ないように、そしてどのような方法が一番良いか等を力を入れてやってほしいと思います。

櫻井委員

義務教育は令和2年度中に1人に1台の予算がついていますが、高校の場合は3人に1人ですから、少し工夫がいります。各学校で3人に1人というよりも高校を絞って全校生徒全員にパソコンが行き渡った方が良いかなと思いました。

また、テレワークをするためには、その仕事がデジタル化されていること、そして通信のセキュリティができていること、そして使う人たちのITスキルが一定レベルであること、この3原則が必要です。しかし、まだ教育現場のデジタル化が整備されていない状況ではただパソコンを配っても効果は少ないと思いますし、また、先生方のITスキルもそんなにあるものではないと思いますので、是非この1年間を試験期間として、先生方のスキルを向上してもらって、早い時期に全員が有効に使えるようにしていただきたいと思います。

それからコロナ関連の手当が3千円と4千円に決まったのは良いことだと思うのですが、具体的に何か想定されている事例はありますか。

学校人事課

学校人事課です。例えば今回コロナ関係で軽症者はホテルに入っただくという措置を行った県もあります。その場合、行政がある程度対応することが想定されます。まず知事部局や教育委員会事務局で対応すると思いますが、状況によっては学校の先生まで対応をする場合が可能性としてはあります。その場合に手当が出ないということを守るために今回、教育関係の職員についてもここに入

れました。以上です。

櫻井委員

ありがとうございます。

教育長

他に御意見ありますか。

教育長

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「令和3年度(2021年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第2号「令和3年度(2021年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

資料の2ページをお願いします。まず、1の「入試制度の大枠」については、平成24年度入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。2の「前期(特色)選抜」について御説明します。(2)の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校のすべての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。(4)の「募集人員」については、募集定員の50%以内としています。

資料3ページを御覧ください。(6)の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しません。

(7)の前期(特色)選抜の日程については、実施日を令和3年2月1日としています。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施し、(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としています。4ページを御覧ください。日程については、前期(特色)選抜と同じです。

続きまして、4の「後期(一般)選抜」については、(2)にありますように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期(特色)選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。(5)の「選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて8ページに記載の別表により補正

を行います。5 ページ (6) の「学校選択問題」については、数学及び英語の学力検査において作成します。なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含まれます。(7) の「後期 (一般) 選抜の日程」については、実施日を令和3年3月9日及び10日としています。

(9) の「後期 (一般) 選抜の追検査」を今回新たに設定しました。アの「資格」については、新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、学力検査を受検することができなかった者が対象となります。イの「募集人員」は若干名としています。ウの「学力検査」は国語、数学、英語の3教科としています。

6 ページ オの「日程」については、令和3年3月22日の実施となります。

続いて、5 の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者が募集定員に満たない学校、学科・コースについて実施することとしています。

6 の「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しています。

なお、基本方針にはありませんが、今回の学力検査の出題範囲については、今後の新型コロナウイルス感染症による影響などの状況を見極め対応したいと考えています。今後の状況によっては、「中学校3年生の学習内容について、中学3年生用教科書の後半部分を除く」などの配慮をすることを考えています。このことについては、8月に示す入学者選抜要項に記載するとともに、基本方針を通知する際、関係機関に別途通知します。

以上、要点のみを説明しましたが、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉田委員

8月には出題範囲を決定して発表されるのでしょうか。それとも状況に応じて対応することがあり得ることを提示されるのでしょうか。

高校教育課長

8月の段階ではこういうことがあり得るといって発表したいと思っています。2学期以降のことも含めて、状況を見極めて最終的に判断をしたいと考えています。

吉田委員

そうすると、いつ頃には決断しますという発表はありますか。

高校教育課長

現時点で明確に発表時期を考えていることはありませんが、最終的には判断をしなければいけないと思っています。今後検討していきます。

吉田委員

受検者は、最終的な結論が出される時期が明確になることを期待しているのではないかと思います。

高校教育課長

今後、検討させていただきます。

教育長

今回の新型コロナウイルス対策の一環として、少し後ろ倒しできないかという御意見もありましたが、今説明がありましたように高等学校の入学選抜については3月に日程が集中し、今回改めて追試験も導入する形にしていますので、今回の日程で整理しています。

櫻井委員

もし来年3月にコロナの第2波、第3波が来た場合はどうでしょうか。

教育長

感染拡大のときには、しっかり状況を見極め、どのような形の対応ができるか考えていきたいと思えます。

教育長

他によろしいですか。

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第3号 「令和3年度（2021年度）熊本県立中学校入学選抜の基本方針について」

高校教育課長

引き続き、議案第3号「令和3年度（2021年度）熊本県立中学校入学選抜の基本方針について」御説明します。

裏面の資料を御覧ください。1の「入学選抜について」及び2の「出願資格」は、昨年度からの変更点はありません。3の「募集定員」についても変更点はありません。県立中学校3校それぞれについて、1学年2学級80人を定員としています。4の「検査について」は、(1)にありますように、小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力を見るための適性検査と、(2)に記載の集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等を見ることとしています。次に、5の「入学選抜の日程」についてですが、入学選抜検査日は、令和3年1月10日です。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施します。選抜結果の通知は1月21日とし、出願期間等については記載のとおりです。また、入学意思確認書提出期間は、1月22日から1月27日としていますが、これは、県立中学校の入学選抜数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しています。

なお、基本方針にはありませんが、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業やこの間の学習状況等を踏まえ、県立中学校入学選抜における出題内容については、十分に配慮することとします。詳細については8月に示

す入学者選抜要項に記載する予定であり、このことは、基本方針を通知する際、関係機関に別途通知します。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉田委員

試験問題を作る側にも時間的な余裕などが必要でしょうから、通常のスケジュールより早めに、出題内容の範囲が異なる複数の問題を作成される方がいいのではないかと思います。

高校教育課長

県立中学校の入学者選抜の試験日が1月10日と早いことで、先ほどの高校とは違って、県立中学校については配慮したいと考えています。その内容については、具体的な配慮内容を入学者選抜要項に記載するよう考えています。

櫻井委員

先ほどの第2号と同じですが、入試ができない場合を想定しておくべきだと思っています。受検ができない場合はどのように入学者を決めるのかを想定しておかなければ間に合わないと思います。例えば、内申書のみで合格者を決めるのであれば、内申書の今までの書き方や評価の仕方を見直す必要があると思います。担当の先生だけでなく全方位評価のようなものを導入することで、各生徒達の成績を数値化しておかないと成績評価の信頼性に疑問が出ると思います。生徒も先生も納得できるルールをきちんと前もって決めておくことで、入試ができなかった場合でも対処できると思いますので、今から動いていただきたいです。

高校教育課長

検討します。

吉井委員

出願資格の2に県内に居住するものとあるのですが、これは保護者と共に居住するのが条件ですか。例えば少し距離が遠いので下宿してそこから通うことは不可能という意味になりますか。

それから、募集定員80人、3校あるので240人になりますが、毎年各学校でどれくらい受検者があって、どれくらい合格者・不合格者がいるのか、分かれば教えてください。

高校教育課長

まず2つ目の御質問ですが、県立中学校の出願状況については昨年度の受検者数は合計383名でした。玉名附属中学校は86名、宇土中学校は123名、八代中学校は174名という出願状況です。

そして最初の質問ですが、出願資格については熊本県内に保護者とともに居住するものと記載していますので、保護者と同居していることが前提になります。

吉井委員

ただ今伺った人数に関して、例えば同じ定員80名に対して86名受けた学校

と174名受けた学校がありますが、当然その分の不合格者はそれを80減じた数ということによろしいですか。

高校教育課長

県立中学校の合格者については80名になっていますので、もし辞退者が出た場合には追加合格の対応をしています。

吉井委員

ありがとうございました。

教育長

他、御質問等ありますか。

教育長

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第4号 「令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第4号「令和3年度（2021年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明します。

提案理由は、令和3年度（2021年度）の県立特別支援学校高等部等における入学者選抜の実施に当たり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

資料の2ページを御覧ください。特別支援学校高等部等への入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるのに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものです。特別支援学校高等部等の入学者選抜は、Ⅰの特に職業自立を重視した専門教育を行うひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校（案）専門学科と、次のページのⅡそれ以外の特別支援学校等で実施します。鏡わかあゆ高等支援学校（案）専門学科は、令和3年4月に開校予定であり、現在の松橋支援学校高等部専門学科を引き継ぐものです。なお、鏡わかあゆ高等支援学校の学校名は6月の熊本県議会で正式に決定する予定です。

まず、Ⅰの「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校（案）専門学科」について御説明します。「1（1）出願資格」では、志願できる者を、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～④を満たしている者としています。「（2）検査及び面接・面談」については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができるとしています。「（4）主な日程」については、ウの検査を、

1月28日（木）・29日（金）の2日間で行うこととしています。「2 二次募集」については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとしています。

次に、3ページを御覧ください。前のページの2校以外の特別支援学校高等部等について御説明します。1の（1）のとおり、出願資格を、原則として学校教育法施行令第22条の3に示された程度の障がいがあることとしています。この第22条の3には、視覚障がい者や聴覚障がい者など、特別支援学校に該当する障がいの程度が定められている国の法律になります。（2）検査及び面接・面談については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができることとしています。（4）主な日程は記載のとおり、検査を、3月9日（火）、10日（水）の2日間又はいずれか1日のみで実施することとしています。学校に応じては教員が御家庭または医療機関に向かって出向いて教育を行う訪問教育にあっては、書類による選考とし検査日は設けないこととしています。

新型コロナウイルス対応等については選抜要項等で詳細を示すものとしています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございました。

○報告（1） 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（1）「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の主な対応」について、下線で示しています前回5月12日の委員会以降の対応について御報告します。

まず1ページの「1 臨時休業・教育活動の再開等の実施状況」ですが、④にありますとおり、5月14日に「緊急事態宣言」の本県の解除が決定されたことを踏まえ、5月18日以降、準備が整った学校から登校日を設定し、「分散登校」や「時間短縮」等、最大限の感染防止の取り組みを行った上で、授業のみを実施し、段階的に教育活動を再開しました。

さらに、次の2ページの⑤、6月1日からは、地域や学校の実情により分散登校等を行う一部の学校を除いて、通常登校による教育活動を再開しています。また、（2）の市町村立学校についても、④のとおり県と同様に教育活動を再開し

ています。

再開に当たっては、⑤の2つ目の※印のとおり、お手元にお配りしています「熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を県立学校に、また「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を市町村教育委員会に5月26日に通知しています。

これらのガイドライン及び文部科学省が5月22日に示した衛生管理マニュアルをもとに、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校における教育活動を行っていきます。

次に3ページをお願いします。2の「学校・家庭への対応」ですが、(1)「子どもの多様な受け入れ先の確保」について、学校での受入れ児童生徒数は4月14日から5月22日までで19,851人です。次の(2)の①ですが、臨時休業期間中の児童生徒や保護者の不安等に対応するため設置していましたが教育総合相談窓口については、6月1日の学校再開以降も設置を継続することとしています。

次に4ページをお願いします。④の「家庭学習等に役立つ各種情報の提供」として、熊本大学教職大学院と県立教育センターが連携した学習支援動画を制作し、5月19日にそれぞれのホームページで紹介しています。

次に、5ページの②「差別やいじめの未然防止」として、人権問題に関する事象等を把握した場合の県教育委員会への速やかな報告及び正しい知識や情報に基づいた行動等についての保護者への啓発を5月15日に各市町村教育委員会及び各県立学校へ通知しました。

また、③「心のケアに係る情報提供等」として、日本臨床心理士会、日本公認心理師会、セーブザチルドレン、日本赤十字社等が作成した資料の情報提供などを5月12日に大きな各市町村教育委員会及び各県立学校に通知しました。なお、心のケアについては、臨時休業期間が約3か月と、これまで経験したことがない長期間に及び、このような長期の休業明けには、相当の心理的負担が懸念されることから、先ほど触れました学校再開ガイドラインにおいても、これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、心のケア等について特段の配慮をするよう記載しています。

7ページをお願いします。(3)③の「特別支援学校の通学バスにおける感染症への対応」として、児童生徒間の距離確保など、感染リスクを低減するためバスを増便する費用について、早急に対応が必要として、5月20日に知事専決で予算措置を行いました。

8ページをお願いします。4の「国への要望」について、(2)の新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望について、5月15日に文部科学省に要望書を提出しました。主な要望事項としては、①の2つ目のICT関係の財源確保や財政支援の要望、次の9ページの③給食休止による影響緩和のため事業について3月の一斉臨時休業では事業化されましたが、4月以降は国の対応がありませ

るので要望しています。

教育政策課からの説明は以上です。

高校教育課長

6月1日からの県立高校の学校再開の状況について報告します。学校再開ガイドライン等に基づき、各県立高等学校では感染症対策を講じた上で6月1日より、通常授業を再開しています。再開後、これまでの臨時休業に伴う学習の遅れの対応については、多くの学校で学校行事の重点化や準備期間の短縮、長期休業期間の短縮等を計画し、学校によっては、時間割り編成の工夫等の措置を講じての対応を考えています。

なお、夏休みの状況については、今週までに学校から提示してもらうことになっていますので、全ての学校について完全に把握はできていませんが、ほとんどの学校が8月に2週間から3週間程度の夏休みを考えています。通常の夏休みと比べて20日から25日程度短縮することになります。

以上、県立高校の報告です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

今の説明にありましたが、夏休みを20日から25日くらいにすることだけで、3月からの休校分、昨年の学年の分も全部終わっていない状況のものが果たして全部終わるのか心配です。

そして3ページに高等学校総合体育祭の中止とあります。総合文化祭も中止だと思いますが、他県では代替大会の案も出ているようです。熊本県は未定と先日の新聞に出ていましたが、今後何か替わりの大会を考えられる予定はありませんか。大会の成績を推薦や就職に生かそうという生徒もいると思いますので質問しました。

高校教育課長

高校教育課です。最初の質問について、お答えします。今年度になって、臨時休業中の授業日の期間は約30日でした。3月からの分を含めると40日程度になると思いますが、5月18日から段階的に分散登校等を行って、何日間かは授業を行っている状態です。そして夏休みだけで授業日を解消するのではなくて、2学期以降の学校行事の重点化、準備期間の短縮等を図ることで授業時間の確保に各学校が努めます。加えて、学校によっては冬休みの短縮等も図りながら授業時間の確保に努めます。

体育保健課長

体育保健課です。先ほど、お尋ねがありました高校総体等の大会については全国の高校総体、予選を兼ねている県大会、また全国の高校野球大会、甲子園、その予選を兼ねている県高校野球大会、さらに中学校では全国大会、本大会も、新型コロナウイルス感染症の関係で中止になりました。

これについては、国からの通知を受け、県教育委員会としても、特に最終学年

の生徒達の活躍の場を創出できるよう検討し、学校関係、学校団体の全国高等学校体育連盟や日本高等学校野球連盟、熊本県中学校体育連盟に依頼をして、活躍の場の創出を検討してもらっています。

スケジュールとしては、まず全国高等学校体育連盟は各競技を具体的に実施する専門部で既に実施の方向で検討に入っています。そして野球については、今週中に1回目の会議を開いて実施について生徒の活躍の場を作れないか検討するところです。熊本県中学校体育連盟については1、2週間後に検討の場を設け、生徒達の活躍の場の創出を検討します。

文化課長

文化課です。総合文化祭ですが、生徒の日頃の文化活動の成果を発表するという事で、一堂に会して行っていました。感染症の防止対策が難しいため中止にしました。全国の高校総文祭も中止になっています。全国の高校総文祭ですが、インターネットを活用した形で作品の発表や取り組みの紹介等を発信していくという考えが示されています。まだ具体的な形は出ていませんが、全国高等学校総合文化祭の高校の事務局、吹奏楽や書道等のそれぞれの専門部会におけるインターネットの配信等の今後の取り組みを参考にし、検討しているところです。

吉井委員

ありがとうございます。

櫻井委員

もしかしたら土曜日に学校があるかもしれないということを前もって発表しておいた方が良くと思います。土曜日に塾やクラブに行っている生徒も多いと思いますし、保護者も準備が必要です。授業時間数が足りなくなった場合の学校の選択肢を前もってアナウンスすることで混乱が最小限になるのではないのでしょうか。

それから、学校でクラスターが発生したときにその学校の子ども達や先生達がいじめや差別にあった場合にどうするのかということに注意が必要だと思います。

高校教育課長

高校教育課です。最初の質問の土曜日の授業については、学校にも長期休業や学校行事の重点化を優先的に考え、それでも授業日以降の確保に至らない場合は土曜日の授業についても検討できるという旨通知しています。既に土曜日の授業について、実施を検討している学校もあります。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。学校で、クラスターが発生した場合には、本課だけではなく教育委員会でしっかりと連携しながら先生方の心のケアも含め対外的にも正確な情報等を発信しながら、差別が広がらないように対応していきたいと思っています。現時点でまだ十分想定ができていませんので、クラスターが実際に発生して誹謗中傷等が出るような事態を想定して関係課と連携して対応を考えていきます。

櫻井委員

よろしくお願いします。

人権同和教育課

人権同和教育課です。北九州市でクラスターが発生しましたので、櫻井委員が指摘されたことが想定されます。本課でも、これまで知事部局の人権同和政策課と連携しまして通知を发出しています。併せて、学校においては保護者啓発もお願いしているところです。具体的なツールとして、日本赤十字社が作った資料が病気の不安や恐れ、嫌悪、偏見差別という形で、丁寧に作られていますので、それも紹介をしています。以上です。

吉田委員

関連して、各校長先生が迅速に意思決定されることも大事ですが、重大な案件は教育委員会と事前にやり取りをしておく必要があると思います。四国の小学校で保護者が長距離トラックを運転している子どもを登校させないよう依頼したとして問題になっていました。このときは校長の判断だったと思います。一般的に迅速な行動は大事ですが、教育委員会とのやりとりや相談が出来なかったのかと思いました。本県ではそのあたりはどうでしょうか。

県立学校教育局長

この件に関してはスピード感が非常に大事なので、基本的には各学校である程度判断ができるような様々なガイドラインや考え方は示しています。その中で、特に初動対応については、流れ等も記述で示して、ある程度校長の判断で対応ができるようにはしています。

特に、御家族で感染者が出たときの対応の事例もありますので、そういう事例も踏まえて示しています。大事なところは第1報を入れてもらうようにしていますので、並行して教育委員会からアドバイスできるように、スピード感と重要性に関して、各学校と教育委員会との関わりをこれからも取っていきます。

吉田委員

たくさんの学校の中で一つでも際立つことがあれば県や市町村の問題にまで広がっていくことを意識しておく必要があります。また、校長先生の資質が関係するケースがあるかもしれません。

田浦委員

7ページで国の経済対策を活用した感染症対策及び県民生活の影響の最小化で学校給食の臨時休業中に納入業者から購入した食材はどうなったのでしょうか。

体育保健課長

体育保健課です。学校休校に伴い、学校給食をできるだけ早く休止するため、早めに関係業者等へ連絡しました。県立学校も含めて市町村立の県下全域でも、食材が廃棄になった事業は非常に少なかったです。そのような中で、食材がどうしてもキャンセルできなかった部分については保護者への給食費の返還という国の事業、経済対策の事業を使い、昨年度分については返還するという補助事業を実施しました。

田浦委員

ありがとうございます。無駄になる食材があったのであれば子ども食堂等に回

していただけると大変ありがたいなと思います。

櫻井委員

学校給食は県教育委員会がやっているのですか。それとも市町村が注文されているのですか。

体育保健課長

体育保健課です。学校給食については基本的に設置者が行っています。したがって県立学校に対しての給食は設置者である県教育委員会が対応しています。市町村立学校については、それぞれの設置者である市町村が単独での調理場や合同の調理場、あるいは業者委託等の形をとって学校給食を実施しています。

櫻井委員

市町村によって保証したりしなかったりということが今発生していますので、そこは県教育委員会としては指導された方がいいと思います。

実は、具体的に八代で給食用のレタスを栽培している知り合いが、給食が無くなり、どうしようと困っていました。学校給食は、半年くらい前からメニューが決まるようで、逆算して植え付けをして、農薬もあまり使わないで安全・安心な野菜をその時に一番おいしいようにと作られています。給食用に出荷できないからといって市場に出しても、通常出てこない量ですので価格が暴落します。

ですから、このような場合の保証がないと、将来的に給食用の植え付けはしないという農家が出てきたら、安心・安全が脅かされますので、そこは給食のために植え付けたところは保証するというのをされた方がいいと思います。

体育保健課長

体育保健課です。櫻井委員の御指摘の学校給食食材納品業者についてですが、先ほど御説明しました昨年度末の休校に伴う学校給食の休止については、国の経済対策の事業を県教育委員会として実施しました。これが市町村でもできるだけ実施をして、食材の納入する業者の方々の損失を補填することを考え、県教育委員会で入手した国からの情報を速やかに、全市町村に提供したところです。

加えまして、県教育委員会で補助事業を実施した内容を、業者とのやり取り等のやり方を含めて、参考例としてその都度数回にわたって提供しています。

ちなみに、昨年度の国の補助授業の実施ですが、県内の44の市町村が補助事業を実施したと確認しています。

今後も委員御指摘の市町村への助言等もしっかり取り組んでいきます。

教育長

他は、御意見よろしいですか。

○報告（2） 「懲戒処分の指針」の改定について

学校人事課長

学校人事課です。報告（2）について説明します。「懲戒処分の指針」の改正について事務局職員のサービスを所管する教育政策課と学校現場の教職員のサービスを所管する学校人事課において整理をし、昨日付けで改正を行いましたので報告しま

す。資料は、「懲戒処分の指針の改正について」の両面の報告資料、2枚目に新旧対照表、そして改正した「懲戒処分の指針」です。

それでは、お手元の資料1ページを御覧ください。大きく3点の改正を行っています。1点目は、「標準例へのパワー・ハラスメントに係る類型の追加」です。国において、先般、パワー・ハラスメントにかかる新たな人事院規則が制定され、それに伴い、国の「懲戒処分の指針」も改正され、どちらも昨日（6月1日）施行されました。こうした国の動向を踏まえ、県教育委員会においても、国と同様に、懲戒処分の指針を改正し、指針に定める標準例に、新たにパワー・ハラスメントに係る類型を追加したものです。改正内容は、資料の表に記載のとおりで、パワー・ハラスメントに係る非違行為を3段階に類型化し、それぞれに応じた量定を定めました。この改正内容は、国や知事部局における懲戒処分の指針の改正内容と同様です。

2点目は、「セクシュアル・ハラスメントに係る量定の明確化」です。資料の表の左側、改正前の欄を御覧ください。従来からセクシュアル・ハラスメントにかかる規定はありましたが、非違行為の態様が区分されておらず、また、量定も4種類の処分類型の全てを選択できる内容になっていました。今回、国や知事部局の懲戒処分の指針におけるセクシュアル・ハラスメントにかかる規定に倣い改正を行いました。資料の表の右側、改正後の欄を御覧ください。具体的には、セクシュアル・ハラスメントに係る非違行為を3段階に類型化し、その態様に応じた量定を定めることとしました。

1枚目の裏面を御覧ください。3点目は、「体罰その他規定の見直し」です。昨年度、体罰による懲戒処分が3件発生し、特別支援学校での不適切な指導等の事案が続きました。また、平成31年3月29日付けの文科省通知において、体罰等の処分基準の明確化が求められています。これらのことを踏まえ、今後の防止策として、「懲戒処分の指針」の厳格化が必要と考え、改正を行っています。今回、「体罰」に（4）から（6）の新たな類型を追加しています。（4）には、（1）から（3）の標準例の規定に対しての、「常習性」、「隠蔽」、「特別な支援を要する児童生徒への体罰」の3つの加重要因を明記しています。（5）には、（1）から（3）に該当せずに怪我を負っていない場合での処分量定を明記しています。（6）には、「暴言等の不適切な指導」における処分量定を明記しており、「体罰」の項目名を「体罰等」に変更しています。これまで内規としていた加重要因や不適切な指導における基準を指針に明文化することにより、今後の体罰等の防止につなげたいと考えています。また、「懲戒処分の指針」の内容に変更はありませんが、文言の表現の修正等を、「体罰等」の（1）～（3）とその他2か所で行っているところです。

最後に、施行日については、すべて昨日の6月1日とし、前の週には学校に周知し、本日报道機関に提供する予定です。今後も不祥事防止に向けた取り組みを推進していきます。報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればよろしくお願いします。

吉井委員

改正前と改正後で比較してありますが、これは本当に改正なのかと思ってしまいました。改正前はセクシャルハラスメントをした職員は処罰の対象になるわけで、今度改正した後は相手の意に反することを認識の上で、相手が嫌がっていなかったら問題ないというようにも読み取れます。そこはどうか御説明いただきたいと思います。

それから2ページの体罰です。その中に暴言等の不適切な指導を行った職員とありますが、暴言は決して大勢の人がいる前で怒鳴りつけるものではないと思います。誰もいないところで嫌なことやきついことを言われると思いますが、それを報告できる雰囲気为学校にあるのかどうかです。そのような上司にすぐ報告できるような雰囲気作りを学校でしていただきたいと思います。

この新旧対照表でもよくわかりますが、相手の意に反すること、あるいは体罰によってケガを負わせた場合というように、以前よりも限定が厳しくなっている気がして、これは果たして改正と言えるのか疑問を持ちます。御説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課です。最初の御質問ですが、今現在「相手の意に反することを認識の上で」ということを今回追加しています。一つは国や知事部局の指針においても同様の文言が追加されているということで事務局も併せて追加をしています。実際上もセクハラに関わる申立て全てを懲戒処分の対象にするということとはなかなか難しい部分もあるのかなと思います。そのような中で、懲戒処分を行うに足る行為に限定するというので、相手の意に反することを認識していたかどうかを今回追加しました。

吉井委員

「相手が嫌がっていることに気付きませんでした。」と言え、それは言い訳になるというようにも聞こえますが、そうではないのでしょうか。

教育政策課長

まずは当然指導するに当たっては本人からもヒアリングをして、状況をしっかり確認します。その上で、少しでも相手の意に反することを認識していたかどうかを確認して、処分するかどうか判断する流れで進んでいきたいとして今回処罰追加をしました。

学校人事課長

学校人事課です。2点目の体罰の部分ですが、資料を見ながら説明します。

まず改正前の部分(1)です。これは改正前と改正後で書き繰りを他の項目と併せて少し修正した部分もありますが、内容は一緒です。体罰により、改正前が死亡または重大な後遺症、これは同じく改正後も死亡または重大な後遺症、これは免職または停職という重たい処分を科すということです。(2)が(1)以外で重傷の場合は、これも改正後も同じですが停職または減給。(3)が軽傷の場合

合、これも改正後も一緒に減給または戒告。今まではここまでしかなかったということです。軽傷を負う、あるいは重傷を負う、あるいは死亡または後遺症を残す、が処分の対象でした。今回（５）で例えると、１～３以外、けがを負った場合以外でも懲戒処分になりうる、つまり減給または戒告になるということを今回入れています。併せて、今回体罰は国の法律に基づいて、ある程度の整理がされ、それに該当する・しないというのはその都度検討に入ります。体罰外、それは不適切な指導だという場合であっても（６）のように必要な暴言等の場合は（１）～（５）体罰に準じて扱うということで、新たに強化して入れたところです。そのため、この部分、前より限定的になったということではなく、ケガあるなしにかかわらず内容によっては懲戒処分になりうる。あるいは体罰に該当するしないにかかわらず場合によっては懲戒処分の検討に上がってくるということで、しっかり防止に努めるという趣旨ですので、御理解いただければと思います。以上です。

吉井委員

わかりました。暴言等の不適切な指導に関しては、人がいないところで暴言を言われた場合でも上司に報告できるような雰囲気作りをされるように御指導お願いします。

学校人事課長

風通しの良い職場や学校、そして連絡の徹底等も含めてしっかりと対応していきます。

吉田委員

体罰に関しては「ケガ」など物理的な力で生じるものが中心になっているようですが、心理的な力も深刻な影響を与えます。体罰がケガの重さで判断されるだけだと幅が狭くなり、大事な問題を見逃してしまいます。こうした点も考慮していただきたいと思います。

学校人事課長

学校人事課です。基本的に外形的なケガは、心理的な部分もこの（６）に準じて扱うという関係で十分考慮して制御すると今回整理しています。国の通知にも精神的な部分が体罰に準じるというような文言がありますので、そこは内容次第ではありますが、例えば重症や軽傷の期間等もありますので、しっかり考えてやっていきます。

併せて、標準例というのは全てを網羅するというものではありません。懲戒処分の指針の最初に標準例がない場合は総合的に判断することを書いています。この標準例でしっかりと示している部分、それ自体は類似するが完全には一致しない部分も、一番近いところを考慮しながらその都度検討していくことをしっかりやっていきます。以上です。

吉田委員

法律や制度は全てを網羅的に表現できないので、このような表現になるのだと思います。体罰については、問題になる先生はほんの少しに過ぎないと思います

からこれが適用されないことを期待するばかりです。実際には校長先生が先生方に「心理的要因も含めて適用される」ことをしっかり伝え続けていただきたいと思います。

田浦委員

先ほどの吉井委員の御意見と重なりますが、セクシュアル・ハラスメントで相手の意に反する事を認識の上の文言です。研修等を行っていると思いますが、その際に相手にセクハラを受けた場合、「不愉快です。嫌です。」と明言するという研修も入っているのでしょうか。

教育政策課長

研修については外部の相談員がセクハラ・パワハラについての講義をしています。その中で基本的な心構えやハラスメントを受けたと思うときに望まれる対応等を取り上げています。実際に職員がハラスメントを受けた場合には嫌なことは相手に対して拒否をする、抗議を行う等の明確な意思表示をしていく。研修の中ではそのような相手の受け止め方等の一通りの講義は受けます。しかし、実際の職場の中では、本人が気付いていないうちに相手を傷付けるような表現をしている場合もありますので、今回その文言を追加したのも、相手の意に反することを認識したかどうかということ争点にしています。ただそれは本人が意識していなくても結果として相手の意に反することを認識した状態になっているならば、ここには一応認識の上だと書いていますが、そこは外形的に認識していたかどうかも含めて判断していく必要があると思っています。

田浦委員

「嫌だ」と思っているということを表示することが大事だと思っています。そしてセクハラを受けたときに、今後の相手との関係を考えてしまって言えない、萎縮してしまって言えないということは往々にしてあるとは思いますが、言わないと分からないということを前提に拒否をする、言葉に出して相手に伝えるということも研修の中身としては必要だと思います。

櫻井委員

体罰のところですが、新設されている傷害罪ではなくて暴行罪が掲載されているのが大変良いと思っています。これを減給又は戒告ではなくて、停職も入れて欲しいなとも思います。ところで先ほど問題になっていました暴言等というのは相手は子ども達のことを想定しているのですか。

学校人事課長

学校人事課です。体罰は子どもに対してということで整理しています。

櫻井委員

なるほど。もう少し厳しくして良いのではないかと思います。これは県単位で意思を持って決めることは出来ないのですか。

学校人事課長

学校人事課です。先ほど言ったことと少し共通する部分がありますが、懲戒処分
分の指針が全体的な標準として示しています。そのため、ある程度行為の程度を

整理して、それに応じた標準的な処分を示すということがあります。今回（５）の部分は悪質な場合であると思いますが、今まで入れていなかったケガがないケースを今回入れるということですので、標準例の指針としては、バランス的に減給または戒告かなということで整理をし、通知させていただいたところです。後は総合的に判断するというのは、全体を網羅して共通的な考えですので、個別に判断していくことになるのではないかなと思います。

教育長

他はよろしいですか。

それでは、この件についてはこれで終わります。

○報告（３）「令和元年度（２０１９年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料１を御覧ください。

昨年度、県内の児童生徒に対して、質問用紙法による無記名のアンケートで実施しました「熊本県公立学校 心のアンケート」調査結果の概要について、御説明します。なお、熊本市は先日発表していますので、今回は小中学校については熊本市立の学校を除く内容になっています。

昨年度、自己有用感等について把握するため、新たな質問を設けました。資料１の（２）「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じる」という質問について、「思う」、「少しは思う」と感じている児童生徒は、小学校が７３．６％、中学校が７２．１％、高校が６６．９％で、特別支援学校が７７．９％でした。

次に（３）「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学校が１９．１％、中学校が４．８％、高校が１．１％、特別支援学校が３．６％でした。平成３０年度に比べて、全ての校種において僅かながら減少しています。

次に（６）「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒は、小学校が２８．４％、中学校が２９．６％、高校が３６．４％、特別支援学校が３９．６％とすべての校種で増加し、全体では２８．８％となっています。これらの児童生徒については、その後の継続的な取組みによりいじめ行為は概ね止んでいますが、一部の児童生徒については細やかな様子観察など見守りを続けているところです。

次に（７）「いじめられたことをだれかに話したか」については、「話をした」と回答した児童生徒は、小学校が７１．７％、中学校が７７．７％、高校が８２．８％、特別支援学校が７９．２％で小学校及び特別支援学校が増加しています。

次に（９）「話した結果どうになりましたか」。これも今回新しく設けた質問ですが、「いじめはなくなった」、「前よりもいじめは減った」と答えた児童生徒

は、小学校が82.2%、中学校が75.1%、高校が60.6%、特別支援学校が68.5%でした。

次に(12)「なぜ、相手が嫌だと思うことを言ったりしましたか」。これも今回新しく設けた質問ですが、小学校が「相手に嫌なことを言われたりされたりした」、中学校、高校が「遊び半分で面白いと思った」、特別支援学校では「イライラしていた」が、最も多くなっています。

次に(14)「自由に使えるネットに接続可能な機器、これはゲーム機器等を含む携帯端末のことですが、それらの機器を持っていますか」についてです。特にスマートフォンの所持率については、小学校が20.0%、中学校が56.4%、高校が95.3%、特別支援学校が46.0%で、小学校、中学校で増加していることが分かります。

次に、4の「学校における今後の取組み」について御説明します。「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、今回僅かに減少していますが、ほぼ横ばいの状態が続いています。平成29年度以降は、小学校では約20%、中学校では約5%、高校では約1%、特別支援学校では約4%前後で推移しています。「誰かにいやなことを言ったり、したりしたことがある」と回答した児童生徒は、全ての校種において増加しており、今後も引き続き、相手のことを思いやる心の醸成や言語環境の向上に取り組み、いじめをしない・させない集団づくりを進めていく必要があります。

次に、昨年度新しく質問項目に加えた3点について、その結果を踏まえた学校の今後の取組みについて御説明します。

1点目の「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じる」について、「思う」、「少しは思う」と感じている児童生徒の割合は、ほとんどの校種で7割以上が肯定的な回答をしています。引き続き、自尊感情や自己有用感を育む教育活動を推進していきます。

2点目の「(いじめられたことを)話した結果どうなりましたか」については、今後も、引き続きいじめの解消に向け、互いを認め、大切に作る学校・学級の雰囲気づくりやどのような場面でも可能となる相談体制を推進していきます。

3点目の「なぜ、相手が嫌だと思うことを言ったりしましたか」について、どの校種においても、「イライラしていた」、「相手に嫌なことを言われたりされたりした」、「遊び半分で面白いと思った」、「喧嘩していた」がその理由として最も多くありました。このような感情をコントロールするマネジメント能力を養うため、本県の県立学校で行っている「『SOSの出し方に関する教育』研究指定校事業」や小中学校で行っている「子どもたちによるいじめ防止推進事業」など、いじめ未然防止に係る取組みの更なる充実に努めていきます。

さらに、スマートフォン所持者の低年齢化に伴い、LINE等のSNSを利用する児童生徒の割合が増加しています。ネット接続端末利用における「家庭でのきまりごと(ルール)」づくりとフィルタリングの徹底等については、関係機関等との連携を図りながら、保護者への更なる啓発と情報モラル教育等の更なる充

実を図ることが必要です。

次に、5「熊本県教育委員会の今後の取組み」です。県教育委員会としては、いじめ問題への早期対応やその未然防止に向けて、「重大事態発生に備えた対応マニュアル」及び「県いじめ防止基本方針」の改訂等を行いながら、次に掲げる取組みを実施していきます。特に②、③について御説明します。

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、引続き必要な時間数を確保し、それに合わせた増員を図って、これら専門家の積極的な活用を図り、各学校における教育相談体制を充実させていきます。

③平成30年度から、全ての県立中・高校に導入した、スマートフォン等から匿名でいじめ等の情報を送ることができる「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を、相談先の一つとして引き続き周知を図り、いじめの早期発見、早期対応につなげていきます。なお、本年度から県立特別支援学校にも導入しています。

最後に、昨日から県内の学校が再開し、再開に伴う慌ただしさに加え、今回は新型コロナウイルス感染拡大対策への取組み等、教職員の仕事量も心配されるところです。このような中でも長期休業明けに伴う児童生徒の心身の変化への対応については、万全を期す必要があります。特に、先生方には児童生徒へ丁寧に寄り添っていただくよう各学校へもお願いしているところです。

報告については以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします

吉井委員

2ページの(9)番、(10)番のところですが、「話した結果どうになりましたか?」「いじめを受けた人は誰に話したか、そして、話した結果どうになりましたか?」「なぜ話はしなかったか?」と3つ質問があります。「話した結果いじめがなくなった」という人が、高校で60%ということは、結局40%は残ったということです。そして次の(10)番で、「話しても解決しないと思った」とあります。結局、話しても40%がそのままいじめが残ってしまったので、解決しないと思うという事になるのだと思います。なぜ話さなかったかというところで、いじめられていることを知られたくなかった、家族に心配をかけるからという理由があります。

子ども達がいじめられていることを知られたくないという気持ちをまず理解していただきたいと思います。そこを理解していただかないと、なかなか解決が難しいと思いますのであきらめてしまう事をできるだけ避けるようにしていただきたいと思います。

学校安全・安心推進課

御指摘の部分で、やはりいじめられている本人が、いじめられていることを言えない・話せないという状況が課題であると受け止めています。特に学級作りの中で、他のクラスメイト、授業に行く先生方、そうでない先生方が「あの子の様

子はどう思う」等、気付ける観察力や感性をしっかりと研修等で培っていきたいと思っていますし、そういうクラス・学級・学校づくりを推進していきます。

吉井委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

教育長

この件については、よろしいですか。

○報告（４）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和３年度（２０２１年度）使用教科用図書採択基準等について」

義務教育課長

義務教育課です。報告（４）義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和３年度（２０２１年度）使用教科用図書採択基準等について御報告します。

本年度は、来年度から中学校で使用される教科書の採択の年です。各市町村教育委員会では、８月末日までに採択することになります。今回、県教育委員会として、市町村教育委員会の行う採択に関して指導、助言、または援助を行うものとして教科書の「採択基準等」を作成しました。採択基準は、「１」で示しています（１）～（５）を原則として、具体的な内容を「２」の（１）～（８）、合計１０の観点で示しています。この１０の観点については、今回の新学習指導要領の趣旨を踏まえ、（２）において、「主体的・対話的で深い学び」に関する内容を入れているところが、前回の中学校教科書採択時からの変更点です。

また資料３ページを御覧ください。「４採択の方法及び留意事項」については、公正確保の徹底を期すよう、昨年を引き続き、（２）に「教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないように留意すること。」を示しています。

なお、この「採択基準等」については、関係法令に基づき、熊本県教科用図書選定審議会に諮問し、５月２６日（火）に実施しました第２回審議会の際に、「適切である」と答申をいただきました。

また、この「採択基準等」に基づいて、来年度から使用される中学校用の教科書についての調査研究資料「選定資料」を作成し、各市町村教育委員会に配付し、指導・助言・援助を行っているところです。

今後、採択基準及び選定資料等については、県内の各採択地区で採択事務が行われます際の参考資料として活用していただくこととなります。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）7月7日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午後2時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後12時30分。